平成30年8月24日 三次市福祉保健部社会福祉課

## 平成30年7月豪雨災害の義援金の 第1次配分について

日本赤十字社広島県支部等に寄せられた義援金について,広島県の義援金配分委員会を通じて三次市に配分されました。これを受け、三次市では、第1回三次市平成30年7月豪雨災害義援金配分委員会を平成30年8月20日に開催し、次のとおり配分を決定しました。

- 1. 対象となる人・世帯 三次市災害見舞金又は広島県災害見舞金の受給者となられた方
- 2. 配分金額1世帯につき 一律5万円
- 3. 申請について
  - (1) 三次市災害見舞金又は広島県災害見舞金の申請をされている場合 義援金の申請があったものとみなし、義援金の申請手続きは不要としま す。また、届出済の口座へ振り込みます。
  - (2) 三次市災害見舞金又は広島県災害見舞金の申請をされてない場合
    - ①り災証明の申請をされていない場合 り災証明の申請を行ってください。床上浸水又は住家に損傷がある旨証 明される場合は、災害見舞金及び義援金の申請が同時にできます。
    - ②災害見舞金の申請をされていない場合 り災証明で床上浸水又は住家に損傷がある旨証明されている場合は、被 災届を社会福祉課へ提出してください。災害見舞金及び義援金の申請が 同時にできます。

## 本件に関するお問い合わせ先



三次市 福祉保健部 社会福祉課 社会福祉係(担当/小原,鍛治)

電話番号:0824-62-6146 FAX番号:0824-62-6285

E-mail: fukushi@city.miyoshi.hiroshima.jp